

「たかちょうご意見箱」公表基準

1 目的

この基準は、多可町（以下「町」という。）に提出されたご意見カードの内容及びご意見カードに対する町の回答を町ホームページにおいて公表することにより、参画と協働のまちづくりを推進するとともに、開かれた町政の実現を図ることを目的とする。

2 公表対象

公表対象は、提出者が町ホームページへの掲載について同意しているご意見カードとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 特定の個人又は団体を誹謗、中傷、非難するもの
- (2) 内容が公序良俗に反するもの
- (3) 内容から個人が特定され、又は類推され、若しくは推定されるおそれがあるもの
- (4) 事実と相違し、又は事実と確認できないもの
- (5) 営利、宗教、政治活動を目的としているもの
- (6) 社会的差別を助長するおそれがあると認められるもの
- (7) 本町と係争中であるもの
- (8) 既に公表している又は公表を予定している内容と同様の趣旨のもの
- (9) 個人的な案件など、汎用性がないもの
- (10) その他公表することがふさわしくないもの

3 公表するご意見カードの決定

前項の規定により公表対象となったご意見カードのうち、公表するご意見カードの決定は、所管課長と協議の上、広聴所管課長が行う。

4 公表するご意見カードの内容

前項の規定により、公表すると決定したご意見カードの内容に、難解な部分、誤解を受けかねないと判断した部分及び町政と関係のない部分等が含まれている場合は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で修正し、又は削除して分かりやすい表現として公表する。

5 公表する情報

公表する情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 件名
- (2) 受付日
- (3) 回答日
- (4) ご意見カードの内容
- (5) 町の回答
- (6) 担当課名

6 公表する情報の内容

ご意見カードの公表に当たり、提出者が特定されないよう配慮するとともに、多可町情報公開条例（平成17年11月1日条例第10号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれることがないように十分に留意する。

7 公表期間

ご意見カードの公表期間は、掲載日の属する年度の4月1日から起算して2年間とする。ただし、法令等の改正、市の施策、事業方針の変更等により町の回答が現状にそぐわなくなった場合は、適宜加筆し、又は削除する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。